

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成 29 年 10 月 19 日 (木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9 時 00 分 から 11 時 30 分まで
開 催 場 所	弘前市役所前川新館 3 階会議室 1・2
議 長 等 の 氏 名	竹内 守康
出 席 者	委員 竹内 守康 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名 職 氏 名	(鳴海要記念陶房館) 教育部長 野呂 忠久 博物館館長 佐々木 健一 博物館運営係長 清藤 留理子 (岩木山桜林公園・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル) 観光振興部長 櫻田 宏 観光政策課課長補佐 中澤 勝 (岩木ふれあいセンター) 健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課課長補佐 工藤 繁志 介護福祉課高齢福祉係長 藤田 文明 介護福祉課高齢福祉係主事 相馬 美桜 (弘前市弥生荘) 健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 福祉政策課課長補佐 秋田 美織 福祉政策課障がい福祉係長 佐藤 龍太 福祉政策課主査 石岡 和紀

	<p>(弘前市弥生学園・弘前市城東児童館)</p> <p>健康福祉部長 赤石 仁</p> <p>健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲</p> <p>子育て支援課長 菅野 昌子</p> <p>子育て支援課課長補佐 石澤 容子</p> <p>子育て支援課子育て支援係長 奈良岡 隆介</p> <p>子育て支援課子育て支援係主事 米谷 允臣</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>ひろさき未来戦略研究センター副所長 森岡 欽吾</p> <p>ひろさき未来戦略研究センター</p> <p>情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元</p> <p>情報分析・行革・連携担当主事 富田 正史</p>
会議の議題	<p>案件</p> <p>1. 鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定案 について</p>
会議結果	<p>案件</p> <p>1. 鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定案 について</p> <p>(1) 鳴海要記念陶房館 一般財団法人岩木振興公社を鳴海要記念陶房館の指定管理 者候補者に選定する。</p> <p>(2) 岩木山桜林公園 一般財団法人岩木振興公社を岩木山桜林公園の指定管理者 候補者に選定する。</p> <p>(3) 国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル 一般財団法人岩木振興公社を国民宿舎「いわき荘」・岩木総 合交流ターミナルの指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(4) 岩木ふれあいセンター 一般財団法人岩木振興公社を岩木ふれあいセンターの指定 管理者候補者に選定する。</p>

	<p>(5) 弘前市弥生荘 社会福祉法人弘前草右会を弘前市弥生荘の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(6) 弘前市弥生学園 社会福祉法人弘前草右会を弘前市弥生学園の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(7) 弘前市城東児童館 社会福祉法人弘前草右会を弘前市城東児童館の指定管理者候補者に選定する。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者候補者選定結果一覧表等（資料1）</li> <li>・指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）</li> </ul>
<p>会議内容  (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 その他 4 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p><b>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</b></p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 資料1は募集単位ごとの申請者を示したものである。施設所管課において、8月上旬から9月中旬にかけて募集の受付を行い、受付終了後、施設を所管する各部に小委員会を設置し、総合評価方式による評価を行ったもので、その結果が記載されている。総合評価方式は評価点が最も高い申請者を選定案とするもの。100点満点換算で60点を最低基準としており、非公募であっても下回る場合は候補者として選定しないものとしている。</p> <p>(議長) 鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定案について、審議を行う。</p> <p>会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p>

それでは、教育委員会から、鳴海要記念陶房館の指定管理者選定案について説明をお願いします。

**(施設所管部)**

当施設の指定管理者については、一般財団法人岩木振興公社を引き続き非公募とするものである。

**(申請の概要等について説明)**

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 80.6 点となった。

小委員会ではサービスの向上を図るための具体的な手法並びに効果、自主事業の企画内容・期待される効果の評価が高かった。また、これまでの類似施設の管理運営実績や行政施策の実現への功績が評価され、他管理施設と連携した広報活動などにより利用者増が期待される。このような評価により、一般財団法人岩木振興公社を指定管理者候補者の選定案として決定した。

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

継続での指定管理となるが、今までの自主事業について、どのようなものを基にこのような評価になったのか。

**(施設所管部)**

市民ギャラリー、ワークショップ、体験教室、陶芸教室などの自主事業を行っており、評価が高いものである。

**(委員)**

小委員会では自主事業の実施状況など、数値を基に審議をしているはずである。当審議会にも示してほしい。また、全体的にいえることだが、指定管理者からの申請書が定性的な表現ばかりで、定量的に確認できるような内容の必要がある。

**(委員)**

いままでの自主事業の実績、実績の内訳は。

**(施設所管部)**

平成 28 年度の実績は、139 万 4625 円の収入があった。支出として経費が 139 万 3671 円となっている。

添付資料にある平成 30 年度収支予算内訳に記載する自主事業費 58 万の内訳については把握していない。後から確認してお知らせする。

**(委員)**

資料がパッケージで同じようになって、一つ一つの施設を個

別に考えにくい。新しく指定管理するのと違い、これまで指定管理を行って、新しい予算を審議するのであれば、更新前の決算も確認することが必要と思う。その上で、いままでの指定管理に対する改善点が見えてこない、ちょっとわかりにくい。

あと、育児介護休業法の改正が1年間で2回あり、就業規則等に反映しているか確認してほしい。

**(議長)**

事務局に対し、次回から非公募の場合は前年度決算も一緒に資料として提出するように。また、博物館に対しては指定管理者の定款の変更を行っていただくようにしてほしい。

その他、確認という意味で、シャトルバスの運行は30年度から新しく実施するのか、これまでも実施しているのか。

**(施設所管部)**

前回の選定時にも運行は設けていたらしいが、実際には実現されていなかった。今回、観光館などを經由してサービスの向上を図っていきたい考えがある。

**(議長)**

要望として、窯場の活用検討だが、ぜひ実現していただきたい。見せるだけでなく作ることも楽しんでもらいたい。

**(委員)**

予算の比較で、弘前市に比べ岩木振興公社では、臨時職員賃金や常勤職員の人件費が高くなっており、良いことだと思っている。地域に貢献していると認められるのではないかと思う。

**(施設所管部)**

先ほどのシャトルバスのように、サービスの向上に提案された取り組みについては、確実に実施していきたい。

**(議長)**

他に質問等がなければ、鳴海要記念陶房館の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

**(委員)**

<委員了承>

**(議長)**

それでは、観光振興部から、岩木山桜林公園の指定管理者選定案について説明をお願いします。

**(施設所管部)**

当施設の指定管理者については、一般財団法人岩木振興公社を引き続き一者指名とするものである。

**(申請の概要等について説明)**

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算

点は82.6点となった。利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果として、広報活動の強化、利用者ニーズにあわせた宿泊プランや他施設と連携した体験プログラムの提供など、具体的な提案で効果が期待できることから高い評価となった。また、サービス向上を図る具体的手法や効果については、無料シャトルバスの運行や、提携施設の温泉施設が利用できる入浴優待券の配布、周辺の散策をサポートする看板の設置、ペット同伴可能な宿泊棟の設置など具体的手法が示され高い評価となった。このような評価により、一般財団法人岩木振興公社を指定管理者候補者の選定案として決定した。

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

宿泊施設の実績はどのようになっているか。

**(施設所管部)**

平成28年度のロッジAの利用人数は3,790人。広場の利用実績は1万8,800人。

**(委員)**

30年度予算の利用料金収入は、実績を踏まえた数字か。

**(施設所管部)**

広場の利用は無料であり、ロッジの宿泊施設の利用目標による収入を見込んでいる。

**(委員)**

常勤職員は1名なのか。

**(施設所管部)**

いわき荘との効率的な体制により対応する予定としている。

**(委員)**

最近の傾向として、利用人数は上がってきているのか、それとも下がっているのか。施設もだいぶ古くなっているが。

**(施設所管部)**

近年の利用形態としては、大人数での利用はあまり好まれない傾向が見られる。施設の稼働率は健闘しているが、利用人数は下がってきている。

**(委員)**

利用料金は1部屋あたりか。そうすると、人数が増えなくても稼働率を上げていくようになれば収入も増えるということになるのか。

**(施設所管部)**

その通りである。

**(委員)**

予算の比較表を見ると、利用料金について、市と同じ金額になっている。たぶん、全体の中で調整していると思うが、岩木振興公社が一体として運営するのに、市と同じというのは不十分でないか。もう少し検討する余地があるのではないか。もう少し上乗せがほしいというのが、正直な感想だ。

**(施設所管部)**

利用料金については、条例で定められているのが、近隣の宿泊施設と比べ、下がり過ぎるというのも問題となるため、均衡がとれるようにしている。

**(委員)**

個々の料金を上げるというわけではなくて、全体として利用料金収入を上げていただきたい。

**(施設所管部)**

収入の増加については、もっと稼げるようにしていく必要があると考えている。

**(委員)**

決して宿泊料金が悪い訳ではない。一体として運営されているのに、予算の段階で市と同等ということであれば任せる意味がないのではないか。もっと工夫していただきたい。

それからもう一点。申請書の12ページに桜の樹勢回復事業への取り組みは、とても良いことだと思っている。

**(委員)**

先ほどの審議案件と同じく、実績は載せていただきたい。実績から昨年はこちらだから、これからはこうするという形を示してほしい。部屋の稼働率はどれくらいか。

**(施設所管部)**

28年度の実績でいくと、部屋の稼働率が多い時で54%となっている。低い時で8.2%である。年平均で21%となっている。

**(委員)**

稼働率については、上げる工夫をしていただきたい。それから就業規則について、13条にある1年単位変形労働時間制について、利用するかは、この規則を見る限りではわからない。もし利用するのであれば別途、労使協定を添付していただきたい。

あと、賃金について26条には、基本給に時間外手当を含むとあるが、ここは非常にトラブルがあったと聞いている。万が一、固定で支給する場合は、基本給とは別途の名称にさせていただき、きちんとこの時間で足りているのか計算しなければならないとなっているので気をつけていただきたい。

また、就業規則のタイトルが「アソベの森いわき荘」となっており全部同一なので、どこの従業員を指しているのか分かりにくいので、その辺の整理もしていただき、従業員との間でトラブルのないようにしていただきたい。

**(議長)**

就業規則の26条については、見直したほうが良いのではないかと、ということなので、法律に合うよう修正や手直しが必要なら、その辺を指導してほしい。

**(委員)**

予算の比較表で、事務費のところについて印刷製本費がゼロになっている理由は。

**(施設所管部)**

桜林公園単独ではなく、岩木振興公社全体のパッケージとして対応することから削減可能となっている。区別はしていないということ。

**(委員)**

桜林公園単独での取り組みとかはどうなっているのか。

**(施設所管部)**

アソベの森と一体となって取り組んでいることになる。

**(委員)**

管理体制について、早朝対応者の配置や夜間の対応についてはどのようになっているのか。

**(施設所管部)**

基本的に受付等の業務は、いわき荘で対応しており、いわき荘は24時間体制で職員が張り付いている。

**(委員)**

事務室というのは。

**(施設所管部)**

桜林公園には事務室は無く、いわき荘の事務室を指し、予約等の事務は、いわき荘で対応している。

**(議長)**

桜林公園では利用者アンケートはとっているのか。

**(施設所管部)**

部屋の利用者からはアンケートをとっている。広場利用者からはアンケートはとっていない。

**(議長)**

要望として、アンケート結果も考慮しながら事業を進めてほしい。

**(議長)**

他に質問等がなければ、岩木山桜林公園の指定管理者選定案

については、妥当であるとしてよろしいか。

**(委員)**

<委員了承>

**(議長)**

それでは、国民宿舎「いわき荘」等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

**(施設所管部)**

当施設の指定管理者については、一般財団法人岩木振興公社を引き続き一者指名とするものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 85.2 点となった。利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果として、施設情報の適切な発信、他事業所や施設、観光イベント等との業務提携による交流体験や地域振興、観光宣伝などの充実を図る具体的な提案があり効果が期待できることから高い評価となっている。

また、サービス向上を図る具体的手法や効果については、利用者ニーズの把握に努め、無料送迎やファミリー向けサービスなど子どもからお年寄り、インバウンド対応などのサービス向上策には具体性があり高い評価になった。

このような評価により、一般財団法人岩木振興公社を指定管理者候補者の選定案として決定した。

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

申請書の 8 ページにある、目標に対する、いわき荘の宿泊者や日帰り者の実績、近年の傾向についてはどうなっているのか。

**(施設所管部)**

いわき荘における 28 年度の実績について、宿泊者数は 4,529 人となっている。日帰り利用者は 1,244 人。総合交流ターミナルの宿泊者数は 17,116 人。日帰り利用者数は 4,407 人となっている。宿泊についての定員稼働率は年平均 50.4%、客室稼働率は 67%となっている。宿泊者数の内訳は、県内の方が約 48%で 10,381 人、県外の方が約 52%で 11,264 人。内訳として、その中で海外から 191 人、関東以南が 6,847 人となっている。

近年の傾向については、前年対比としては全体ではだいたい同じ傾向で推移している。県内は若干減って、海外の宿泊者数

が増えているという現状にある。

**(委員)**

利用料金はどのように決まっているのか。

**(施設所管部)**

施設利用料は条例で定められており、その料金の範囲内で市と協議して決めている。

**(委員)**

改定したい場合は、どうするのか。

**(施設所管部)**

条例の範囲内での改定ということであれば、その都度、市と協議することになる。

**(委員)**

収支予算比較表にある「自主事業」とは、何を行うものなのか。

**(施設所管部)**

りんごの販売促進や地酒の販売、りんご加工商品の販売等となっており、金額については、りんご等の売上げとなっている。その他、有料で行っている、こぎん刺しセミナーとかも計上している。自主事業では物販が多い状況にある。

**(委員)**

物販の方法は。

**(施設所管部)**

施設内の売店を利用するほか、インターネットでの販売を行っている。

**(議長)**

自主事業にある自然ガイド養成とは、どのようなものか。

**(施設所管部)**

観光ガイドのような感じで、遊歩道の散策ガイドを養成するもの。

**(議長)**

養成後の、次の段階はどうなるのか。

**(施設所管部)**

いわき荘を利用する方で希望者には、ガイドしてもらうことになる。そういう人を養成している。岩木山パトロール隊など関係団体も高齢化しているので、こうした取り組みで対応していきたいということである。

**(議長)**

事業計画書にはウェディングとあるが、実績はどうか。

**(施設所管部)**

詳細は不明なので、あとで報告する。

**(委員)**

宿泊業の労務管理は、利用者が増えれば増えるほど難しい面が出てくる。労務管理において、このような形態の法人だと、現場の意思決定を管理できるよう労務管理や安全衛生管理を徹底してほしいと思う。これは要望である。

**(議長)**

他に質問等がなければ、国民宿舎「いわき荘」等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

**(委員)**

<委員了承>

**(議長)**

それでは、健康福祉部より岩木ふれあいセンターの指定管理者選定案について説明をお願いします。

**(施設所管部)** 当施設の指定管理者については、一般財団法人岩木振興公社を引き続き一者指名とするものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は80.7点となった。特に利用者への無料送迎バスの運行が高齢者への配慮と見られ、評価ポイントとなっている。このような評価により、一般財団法人岩木振興公社を指定管理者候補者の選定案として決定した。

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

予算にある自主事業について、収入がゼロで支出が多いが、内容はどのようなものか。

**(施設所管部)**

岩木ふれあいセンターを利用するための無料送迎バスを運行しており、そちらにかかる費用となっている。具体的には無料送迎バスの燃料費、簡易修繕費となっている。

**(委員)**

いわき荘と別のバスになるのか。

**(施設所管部)**

バス自体は市の所有となっており、かかる経費については岩木振興公社で負担することとなっている。基本的には、このバスで岩木全域の老人クラブや、一部相馬地区の老人クラブを運行し、センターの利用者が活用している。

**(委員)**

だとすると、予算内訳比較表で弘前市では自主事業費がゼロになっており、別のところに入っているのか。

**(議長)**

自主事業費は岩木振興公社の持ち出しということなので、収入に持ち出し分を入れていると思う。このことから、市では送迎バスにかかる費用は一切、出していないことでよいか。

**(施設所管部)**

その通りである。

**(委員)**

この予算は、もし市が行ったという場合で、書かれているものではないのか。

**(議長)**

あくまで自主事業ということで書かれているので。自主事業は市の持ち出しが一切なく、指定管理者の予算になっている。

**(委員)**

ということは、弘前市でこの事業を行う場合は、送迎のバスは出さないということか。

**(施設所管部)**

その通りで、場所の提供だけが市の事業として行うもので、送迎までは考えていない。ただし、この事業は地域限定ということなので、今後いろいろと議論していくことになる。

**(委員)**

予算に記載する収入の「その他」について、60万とあるが、これは何か。

**(施設所管部)**

ふれあいセンターで行う「高齢者利用支援事業」というもので、岩木総合支所民生課で実施する事業の収入であり、高齢者のいきがい、健康づくりに関する事業となっている。

**(議長)**

申請書に記載している、管理運営目標の数値 3,700 人とあるが、直近の実績はどれくらいか。

**(施設所管部)**

ふれあいセンターの利用者数について平成 25 年度は 4,922 人、平成 26 年度は 5,035 人、平成 27 年度は 4,410 人となっている。

**(委員)**

目標数値が減っているということか。高齢化が進むなかでの対応ということか。

**(施設所管部)**

ふれあいセンターの利用者は、一般利用者と「高齢者利用支援事業」の利用者、基本的には老人クラブの方が来ていることになるが、老人クラブの人数がどんどん減っている状況にあり、このことから今後も利用者が減っていくことが見込まれる。理由は、老人クラブに加入する人が減っているほか、老人クラブの数自体も減っている。60歳以上の加入者がいなく、自分の趣味やサークルに入っている状況にある。

**(委員)**

老人クラブの加入年齢は。

**(施設所管部)**

基本は60歳以上になる。平均寿命が延びるなか、老人クラブに加入しませんか？と言っても、馴染んでこない方もいると考えられる。こちらの対策については今後、検討していく。

**(議長)**

他に質問等がなければ、岩木ふれあいセンターの指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

**(委員)**

<委員了承>

休憩

**(議長)**

それでは、健康福祉部より弘前市弥生荘及び弘前市弥生学園の指定管理者選定案について説明をお願いします。

なお、弘前市弥生荘と弘前市弥生学園は一括で審議するものとする。

**(施設所管部)**

当該各施設の指定管理者については、社会福祉法人弘前草右会を引き続き一者指名とするものである。弘前市弥生荘と体育館を挟んで一体となる弥生学園は、共に障がい福祉サービスを行う施設であり、指定管理候補者も同一とするものである。

(弥生荘の申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は78.4点となった。特に、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力については、弘前草右会が比較的規模の大きい法人であるため人的能力、経営的基盤、これまでの管理運営実績などから、施設の管理を適正に行う能力が高い結果となっている。このような評価により、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

引き続き、弥生学園について説明する。

(弥生学園の申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は78.6点となった。弘前市弥生荘と同様に人的能力、経営的基盤、これまでの管理運営実績などから、施設の管理を適正に行う能力が高い結果となっている。このような評価により、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

弥生荘、弥生学園とも、予算内訳比較表の支出、その他について記載する一般管理費とは、どのようなものか。

(施設所管部)

弘前草右会において、施設職員の管理などで本部に職員を配置している。そういった本部運営の費用を一般管理費として配分している。

(委員)

人件費にかかっているのは弥生荘の人件費ということで、一般管理費にあるのは、本部の人件費ということか。

(施設所管部)

弘前草右会が管理している施設のなかで按分した形となっており、按分の仕方については一定の基準で按分しているところだが、今後、もう少し明確な基準について求めていきたいと考えている。

(委員)

本部職員における経費が指定管理料で賄われているということか。

(施設所管部)

弘前草右会は、自前で施設を有するほか、多くの市の指定管理を受けている法人である。本部には10人弱の職員がいる。本部職員が各施設に配置する職員の給与計算とか総務的な部分を行っているような形態となっている。このため、各施設の指定管理料のなかから、いわゆる一般管理費として、総務的な経費の部分を充てるということにしている。これは一定のルール、指定管理料の何%を一般管理費とする取り決めではなく、かかる経費を按分するやり方になっている。このことについて弘前草右会にルールをつくり一般管理費を支出しないと説明がつかないことは、これまでも話してきたところで、今後は正してい

きたい。

**(議長)**

いまは選定者を決める会議なので、予算を決めるなかで変更はあり得るということでよろしいか。

**(施設所管部)**

内訳として、しっかりと説明がつくような指定管理料にならないといかないので、今後対応していきたい。

**(委員)**

按分するのは構わないし適正と思うが、どういう按分をしたのか。

**(施設所管部)**

各施設の事業や職員の配置など施設によって規模が違うので、それぞれの施設に応じての割合を基本としながら按分されている。だが、基準表とか明確なもので示されているものではないため、一定の率などに基づいた積算を示してほしいと考える。

**(委員)**

按分のルールとかはどうなっているのか。

**(施設所管部)**

予算額の割合で按分しているということでは確認している。

**(委員)**

指定管理施設の予算額ということか。

**(施設所管部)**

指定管理施設分の予算額と、法人では直接保育所運営を行っているので、その施設の予算額の割合をもとに一般管理費を按分しているということ。

**(委員)**

伺った分では問題は無いと思うが、もう少し明確にしてもらいたい。

**(施設所管部)**

今後、説明がつく一定のルールにもとづき、一般管理費について明確にしていきたい。

**(委員)**

按分について、例えば本部職員 10 人全てを対象としているのか、それとも指定管理の業務に関わらない職員を除いた分で対象としているのか、そういった部分が一番の問題だと思う。

**(施設所管部)**

弘前草右会独自で保育所運営も行っており、そういった部分を対象にすることは出来ない経費なので、しっかりと分けて考えていくようにしたい。

**(委員)**

施設の監視カメラについて、予算のどこに含まれているのか。

**(施設所管部)**

監視カメラに関しては指定管理料に含まれておらず、市の予算として計上して設置する予定である。

**(委員)**

施設に園長を置くこととしているが、別施設ということから置くものなのか。

**(施設所管部)**

別施設という取り扱いで、それぞれ事業者指定を受けていることから、施設毎に施設長とサービス管理者を置く必要となっている。

**(委員)**

弥生学園における事業の内容について、成人利用者を対象に社会的自立に向けた取り組みとあるが、どれくらい行っているのか。また、どういうことを行っているのか。

**(施設所管部)**

障がい者への支援として、生活支援や施設入所支援のほか、本来の障がい者施設で行う支援を行っている。弥生荘と同じように体制を整えて実施している。

**(委員)**

入所の人数は。

**(施設所管部)**

いまは21人である。

**(委員)**

社会的自立ということについては、どうなのか。

**(施設所管部)**

施設行事として社会見学とか、実習訓練とかも行っている。可能な方であれば、18歳を過ぎたらグループホームでもよいので、地域に戻り福祉就労を行いながら社会生活を営めるように、さまざまな職業体験とかを組み込んであるが、自立に結びつくのが困難な方も多数いる。参加できる人は多くないが施設外での事業は行っている。

**(委員)**

要望だが、自立に向けてはケースバイケースだと思うが、実際どういうことを行い、どういう風になっているのか。簡単にいく訳は無く困難なことは認識しているが、行っていることや、それに対する課題などが見えるように申請書をつくってほしい。

**(議長)**

この施設は、障がい者総合支援法の業務を基本として行っているが、委員は法に基づくサービス内容がわからないので、そういった部分も資料に記載してもらいたい。その上で、実習訓練など具体的な取組み内容も書き込んで申請書類をまとめていただきたい。

**(委員)**

あと弘前草右会は、ここが秀でているから指定管理者に選定する、というようなことが見える資料にしてほしい。

**(施設所管部)**

施設には、かなり重度の方も入所し、草右会は対応のノウハウを有している。

**(議長)**

入所者にとって受け持つ人が変わることによって不穏になることは、大きなところだと思う。前回の審議会でも話したところだが、そうしたところも分かるように資料の体裁にも工夫していただきたい。

**(委員)**

弥生学園について、児童は何人が入所しているのか。

**(施設所管部)**

10月1日現在で児童8名が入所している。部屋は1名ずつ個室を確保している。その他、60人定員の施設なので空き室もある。30年度からは障がい者の定員を40人、障がい児の定員を15人として、それぞれ北と南棟に配置を分けて入所させる予定である。

**(委員)**

入所の判断は。

**(施設所管部)**

子どもの分は児童相談所になる。大人の分は本人の申請で市町村が窓口になって行う。ご本人が窓口に来るのは困難だが、保護者や施設の方が一緒に来る場合もある。施設の方が本人の代理としてくる場合が多い。

**(委員)**

障がい者に対する経済虐待の疑わしいケースについては、入居の事案に当てはまるのか。

**(施設所管部)**

障がい児であれば入所の対象になるのは、身体的虐待や精神的虐待を親から受けた場合に、児童相談所を通して措置児童として入所する場合がある。その中に経済的虐待が含まれるかというと、全国的にはあるが、弥生学園については現在のところ対象はいない。

**(委員)**

実際には無いが、枠はあるということか。成人障がい者にも枠はあるということか。

**(施設所管部)**

虐待の理由として、貧困とかが入るといことはあるし、受入が出来る施設である。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市弥生荘及び弘前市弥生学園の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

**(委員)**

<委員了承>

**(議長)**

それでは、健康福祉部より弘前市城東児童館の指定管理者選定案について説明をお願いします。

**(施設所管部)**

当施設の指定管理者については、公募により社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

**(申請の概要等について説明)**

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は76.4点となった。評価項目の全てにおいて概ね70%を超えており、人的能力、経営的基盤、これまでの管理運営実績などから、施設の管理を適正に行える能力が高いという結果になった。このような評価により、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

児童館における自主事業については、どのように考えているのか。

**(施設所管部)**

児童館、児童センターは、児童館事業のほかに、指定管理者によっては、例えばスポーツクラブや英会話塾のようなものを実施し、児童館の休館日や児童館運営に支障のない範囲での提案もある。市としては、自主事業を必須とは位置づけていないが、提案があった場合は、内容によって評価する項目も設けたが、部内小委員会において、項目を設けて評価することや、配点のあり方について議論になったところである。来年度につい

ては、自主事業提案の無い場合があるので、他の項目と一緒に評価することや配点割合について検討してから、次回の指定管理者公募の選定を行うのが良い意見もあった。

**(委員)**

自主事業の現状はどうか。

**(施設所管部)**

ほとんど無く、利用料をとらずに実施するのは僅かにある。平成25年からの指定管理実施について初めて城東児童館を公募したときには4者ほどから手が上がり、その中では、社会福祉法人以外の団体から、さまざまな事業を持ち込んで実施したい提案があった。そのため、こうした項目を設けたところである。ただ、児童館事業が最も重要なところをしっかりとした上で配点した結果、現在の指定管理者に決定した経緯があり、自主事業についても提案があれば、受け付けることとしている。

**(議長)**

関連で、申請書には利用者ニーズの把握とあるが、自主事業については利用者ニーズがなかったのか、それともあったが弘前草右会で実施できなかったのか。

**(施設所管部)**

指定管理者制度の運営にあたり、数年前から市では、モニタリング制度を実施している。各施設において利用者に対しアンケートを実施し、その結果を数値にしているところだが、城東児童館については積極的に実施を期待する事業は無かったところである。ただ、自由意見として、開館時間の延長や事業ではなく勉強させてほしい、という意見もあった。

**(委員)**

市内の児童館数は。また、そのうち指定管理を実施している数は。

**(施設所管部)**

市内の児童館、児童センターは現在、市内に24館ある。このうち児童センターは9館で、残りは児童館である。これは全て指定管理者制度を導入しており、グループ化して、近隣の児童館、児童センター毎に数館をまとめて地区で区切っている。全部で8グループあり、現在は6つの社会福祉法人が管理運営を行っている。

**(委員)**

自主事業について、習い事とかを実施している場合は、どのように行っているのか。

**(施設所管部)**

部屋を変えて、外部の方を招いて習い事を実施するケースも

ある。

**(委員)**

室料や光熱費などは。

**(施設所管部)**

手元に資料は無いが、ほとんど徴収していない。例えばリベロのサッカーチームによる教室を1時間とか、ダンス教室とか行っているが、これらもほとんど徴収していない。

**(委員)**

申請書に記載している年間指導計画表は非常にわかりやすい。基本的な指導計画でどういうことを行うのか書かれている。次に自然体験活動、そしてボランティア育成活動と。これらは自主事業とはいわないが、事業として分かりやすい。考え方としては自主事業も大事だが、こういうことがしっかりと行われていて、それにプラスアルファだと。

それと要望だが、こうした資料は今後も、ぜひ添付してほしい。と同時に、内容を確認した時に、いまの教育学の知見から体験するような事業をより強化できるような提案があれば、一委員としての考えでは、例え自主事業がなくても、そういう事業があればいいと思う。

それから、今回の公募は1者ということだが、どういうことで1者だったのか。1者というのは、できるなら望ましくはないと思う。何団体かあってその中から1者というのが望ましいあり方だと思う。

**(施設所管部)**

城東児童館については市内で唯一、単館での募集を行っている施設である。指定期間は4年として、他の23館の児童館と同じような指定期間になるよう合わせる計画をしている。公募説明会を8月に実施したときには参加団体が2者あった。いずれも社会福祉法人であったが、いままで児童館を管理運営したことがない社会福祉法人が参加し、説明を聞いたあとに、児童館運営について質問などがあり、先ほどの指導計画に記載されているような活動をすることを説明した結果、少し考えるということである。実際の申請までには至らなかった。

先ほどの自主事業と市の指定事業については、まずは市の指定事業をしっかり実施していただきたい、ということで配点を高くしている。この部分に支障のない範囲でなら、自主事業の提案を受けていきたいという考えで公募してきたところである。

城東児童館の申請数が少ないということに関して、児童館事業を実施できる法人というのは、児童厚生員や保育士など働き

手不足の状況があるほか、児童館の基本的な事業を毎日組んでいくということでは、やはり保育所法人が中心になってきていることが大きい。そして法人も余裕がない実情にある。あと、憶測だが、指定管理料に魅力があるのかないのかということも考えられる。市の積算をギリギリで行うと運営だけで予算が無くなってしまうほか、事業を一所懸命に行うが、何かリスクがあった場合には対応できる経費でもない。市との協議はあるが、どこまで補填されるかわからない。利用者から利用料をいただくということにもならない。児童館は全て無料となっており、運営しても、そこに応えることが市として出来ていないのではないかというところもある。

**(委員)**

児童館職員に対する国の補助とかが無く、低賃金で毎日、大変な仕事を行っている児童館の仕事に職業として魅力がないとなると、これからも人員を確保するのは難しいと思う。

**(委員)**

いま指定管理を実施している6団体から複数応募してもらうような何らかの工夫をしていくことは、1つのやり方だと思う。今回、他の事業者が応募してこないというのは、どういうことなのだろうか。正直、外から見ればかなり不明瞭でないかと思う。だけど、実情からいって難しいということであれば、複数の事業者が、どういうことを行っているのか、情報をやりとりして、協力し合う仕組みも考えて良いのでは。指定管理という枠組みを少し超えてしまうかも知れないが、研究してより良い形にしてほしいと思う。

**(議長)**

城東児童館について新しい施設なので、今回は単館での募集だが、次回からはグループでの募集を目指すものである。

**(施設所管部)**

児童館は、児童を単に預かる施設では無く、多様なメニューで魅力ある施設としていきたいので、いまお話があったことも検討していきたい。

**(委員)**

人材育成の一番基本となる部分なので、この部分を厚くしていくことが弘前の子育てになっていくと思う。

**(委員)**

複数の児童館で指定管理に出すということは。

**(施設所管部)**

いわゆるスケールメリットという面から複数の事業者が応募してくる可能性がある。

	<p>(委員) 今後、児童数が変動していくことになれば、児童館の運営もかなり難しくなっていくのではないかと。</p> <p>(施設所管部) おっしゃる通り、一番費用が掛かっているのが人件費の部分。我々としてもその辺について気をつけていきたい。</p> <p>(議長) 他に質問等がなければ、弘前市城東児童館の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいかと。</p> <p>(委員) &lt;委員了承&gt;</p> <p>(議長) 今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) (資料に基づき今後のスケジュールについて説明。)</p> <p>(議長) 質問がなければこれで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。